

相談室便り 2003年7月号




本年4月からの医療制度の改正により、すべての医療保険の自己負担の割合が3割に改定されました(70歳未満の方)。そのためか、最近では治療費について相談にみえる患者様や御家族様が以前より増えたように思います。御相談にみえた方に御説明させていただいている制度の中に、『高額療養費制度』があります。この制度の内容の一部も、本年4月から変更になりました。今回はこの『高額療養費制度』について御説明させていただきます。

『高額療養費制度』とは

同1月の中で、保険扱いとなる診療費の自己負担が、一定額(自己負担限度額)を超えた時は、その超えた額が払い戻される制度です。実際の払い戻しには約3ヶ月くらいかかります。

自己負担限度額

- 1) 一般世帯(月収56万円以内): 72300円 + (医療費 241000円) × 1%
- 2) 上位所得世帯(月収56万円以上): 139800円 + (医療費 466000円) × 1%
- 3) 住民税非課税世帯: 35400円

一般	上位所得者	住民税非課税世帯
		
72,300円+24,100円を 超えた医療費の1%	139,800円+466,000円を 超えた医療費の1%	35,400円

4回目以降の軽減

高額療養費の該当回数が、12ヶ月のうちで4回以上になった時

- 1) 一般世帯: 4回目から、40200円
- 2) 上位所得世帯: 4回目から 77700円

3) 住民税非課税世帯:35400 円のまま

合算

同一世帯、同一月における自己負担額が 21000 円以上の方が二人いる場合や、同一月に複数の医療機関にかかり、それぞれ 21000 円以上かかった場合は合算できません。

手続き

この制度は原則として申請主義で、申請してはじめて制度の適用を受けることができます。それぞれの医療保険の『保険者』に申請が必要です。
(国保:市町村 社保:社会保険事務所 組合保険:それぞれの保険組合)

付加給付

組合健康保険や共済組合保険の中には、高額療養費の払い戻しにくわえて、さらに払い戻す制度(付加給付)を独自にもっているところがあります。

貸し付け制度等

医療費の支払いが困難な場合、高額療養費の貸し付け資金等が利用できます。保険の種類によって、貸し付け方法、貸し付け割合等がことなります。
(国保:市町村の社会福祉協議会等 社保:社会保険事務所で貸し付けを行っています。)

次回は、上記で簡単に御説明してあります『貸し付け制度』または、『つなぎ資金』について御説明したいと思います。

もっと詳しくお知りになりたい方や、他にわからないこと、困ったこと等がありましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をかけてください。

北関東循環器病院 医療相談室